

通運賃（往復）を支給する。但し、その距離が100kmを超える場合は特別運賃を加算する。

2. 県外への旅費は、出発地の最寄りの鉄道駅から目的地までの最短順路の実費（往復）を支給する。

（出張中の事故）

第4条 出張者は、出張中事故ありたるときは直ちに理事長に報告し、その指示に従うものとする。

（出張中の通信費）

第5条 出張中の用務のために要した通信費は、その請求により理事長が認めたとき実費支給する。

（宿泊料と日当）

第6条 役員の出張宿泊料日当は次のとおりとする。但し、宿泊料は15,000円を限度とし、その実費を支給する。又日当（半日当）は用務地に滞在した日数のみとする。

内 訳	県 外	県 内
宿泊料	15,000円	15,000円
日 当	5,000円	5,000円
半日当		3,000円

※半日当は午前又は午後、2時間程度以内の業務の場合に支給する。

2. 総代及び組合員は役員に準ずる。

（規程の変更）

第7条 この規定を変更しようとするときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経て、総代会で承認を求める。

（規程の実施）

第8条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程は昭和46年5月26日第9回通常総代会の議決により、昭和46年4月1日より実施する。

3. この規程は昭和47年5月17日第10回通常総会の議決により、昭和47年4月1日より実施する。

4. この規程は昭和48年5月23日第11回通常総代会の議決により、昭和48年4月1日より実施する。

5. この規程は昭和49年5月22日第12回通常総会の議決により、昭和49年4月1日より実施する。

6. この規程は昭和50年5月21日第13回通常総代会の議決により、昭和50年4月1日より実施する。

7. この規程は昭和51年5月19日第14回通常総会の議決により、昭和51年4月1日より実施する。

8. この規程は昭和52年5月18日第15回通常総代会の議決により、昭和52年4月1日より実施する。

9. この規程は昭和55年5月21日第18回通常総会の議決により、昭和55年4月1日より実施する。

10. この規程は昭和56年5月20日第19回通常総代会の議決により、昭和56年4月1日より実施する。

11. この規程は昭和60年5月22日第23回通常総代会の議決により、昭和60年4月1日より実施する。

12. この規程は昭和62年5月27日第25回通常総代会の議決により、昭和62年4月1日より実施する。

13. この規程は平成2年5月23日第28回通常総会の議決により、平成2年4月1日より実施する。

14. この規程は平成9年5月26日第35回通常総代会の議決により、平成9年4月1日より実施する。

15. この規程は平成14年5月20日第40回通常総代会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顧問・相談役及び職員規程

（規程の準拠）

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第52条及び第53条の運用につき、定款第74条の規定により定める。

（顧問・相談役）

第2条 顧問・相談役の委嘱は理事長が委嘱状を交付して行い、その委嘱期間については定款第58条の規定を準用する。

（職 員）

第3条 職員の就業、給与、定年については別に就業規則、給与規程等で定める。

2. 前項における規則、規程等の変更は理事会の承認を得るものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第5条 この規程は平成17年5月16日第43回通常総代会の議決により実施する。

◎災害見舞互助会規程

(目的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）の組合員が、災害により、死亡または障害を負った場合、あるいはその財産に損害を被った場合、この規程により見舞金の贈呈、緊急支援、又必要な場合復興支援を行う。

(範囲)

第2条 前条の見舞金及び支援の対象は、地震、台風、風水害等により災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用を受けた地域の範囲とする。

2. 前項以外の災害または範囲で、運営委員が協議し、特に必要と認めた場合は前項の規定に拘わらず、見舞金及び支援の対象とすることができる。

(見舞金及び支援)

第3条 災害に対する見舞金の額、または支援の内容、方法については、その状態、状況に応じ運営委員の協議により決定する。

(調査及び報告)

第4条 支部は、組合から被害状況の報告を求められたときは速やかに調査し、公正な報告をする。

2. 前項の報告に際しては、被災組合員の、店名・氏名・住所、被害状況、及び必要な場合、その証明書、写真等を添付する。

(運営委員)

第5条 本会に組合理事の内から、理事長の指名により、3名（委員長1名、委員2名）の運営委員を置く。

2. 運営委員は運営委員会を組織し、本規程に定められた業務を協議する。

(基金)

第6条 本会の目的を達成するため、災害見舞互助会基金を毎年度、組合員から徴収する。

2. 災害見舞互助会基金の単年度徴収額は組合理事会で決定する。

3. 災害見舞互助会基金の残額が不足した場合は、運営委員会によりその額と時期を決定し、組合員から特別に徴収することができる。

(会計)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、基金会計の収支報告を、毎事業年度終了後2ヶ月以内に組合理事会に報告し、承認を得るものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第9条 この規程は平成17年7月4日第2回理事会の議決により、即日施行する。

◎特別組合員規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）に長年貢献し、高齢化又は病気等により少なからず営業に支障をきたす、という状況にあるものの、組合運営に引き続き協力したいと希望する組合員を、特別組合員として優遇し、組合組織の強化発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 特別組合員とは以下の各号全てに該当する者を言う。

- 1) 組合員又は家族従業員の単独営業であること
- 2) 組合加入後満30年（通算）を経過していること
- 3) 年齢が満75歳以上であること
- 4) 体調不良や介護等やむをえない事由により定休日以外に頻繁に休業したり営業に支障をきたしたりしていること

(申請)